

**令和5年度**

**龍ヶ崎市緑化推進協議会**

**定例総会  
(書面)**

# 次 第

## 1 議 事

議案第 1 号 規約の改正について…………… P1

議案第 2 号 令和 4 年度事業報告について…………… P2

議案第 3 号 令和 4 年度歳入・歳出決算について …… P3

議案第 4 号 副会長及び監事の選任について…………… P5

議案第 5 号 令和 5 年度事業計画（案）について…………… P7

議案第 6 号 令和 5 年度歳入・歳出予算（案）について … P9

## 2 その他資料

龍ヶ崎市緑化推進協議会委員名簿…………… P11

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約…………… P12

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約改正新旧対照表…………… P14

議案第 1 号

## 規約の改正について

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約について、第 4 条第 8 号中「龍ヶ崎市市民生活部長」を「龍ヶ崎市市民経済部長」に改める。

第 11 条中「都市整備部都市施設課」を「都市整備部道路公園課」に改める。

付 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

令和 5 年 5 月 16 日 提出  
龍ヶ崎市緑化推進協議会  
会長 萩原 勇

## 令和4年度事業報告について

日 時	事 業 内 容
令和4年4月27日～ 令和3年5月20日	龍ヶ崎市緑化推進協議会定例総会開催（書面開催）
令和4年6月20日～ 令和4年7月1日	春期緑の募金活動 ・学校募金（市内小中学校16校）→¥176,741
令和4年6月15日～ 令和4年7月1日	春期緑の募金活動 ・職場募金（市職員）→¥44,633
令和4年7月21日	緑の募金結果報告及び交付事業申請 ・緑の募金結果報告→¥221,374 （学校：¥176,741・職場：¥44,633） ・緑の募金交付事業申請→¥99,000（¥221,374×45%）※ ※1,000円未満切り捨て
令和4年8月1日	緑の少年団活動事業補助金交付決定 2校：松葉小学校、城ノ内小学校（¥13,000/校）
令和4年8月8日	緑の募金交付事業交付金決定 ・市教育委員会→¥99,000（市立小中学校：16校）
令和4年10月11日	市教育委員会より市立小中学校（16校）の「緑の募金交付事業実績報告」を受理 ・花の苗（ペンタス・トレニア等）、培養土、肥料、レーキ、 フラワースタンド等の購入 市教育委員会からの報告を受け、茨城県緑化推進機構に 「令和4年度緑の募金交付事業実績報告」を提出（R4/10/17）
令和4年11月2日	公共施設の緑化事業 ・龍ヶ崎市シルバー人材センターの協力のもと、龍ヶ崎市駅東 口ロータリー内に花苗（パンジー等）を植栽
令和4年11月21日	秋期緑の募金活動 ・職場募金→ ¥10,000（市部課長会）
令和5年2月21日	緑の少年団活動事業実績報告（松葉小・城ノ内小） ・校内林の管理、ビオトープの維持管理及び花いっぱい運動等 の実施 両校から報告を受け、茨城県緑化推進機構に 「令和3年度森林愛護運動推進事業費補助金実績報告」を提出

令和5年5月16日提出  
龍ヶ崎市緑化推進協議会  
会 長 萩 原 勇

## 令和4年度歳入・歳出決算について

### ●歳入の部

科 目	当初予算額	収入済額	比 較	備 考
1. 緑の募金(学校)	200,000円	176,741円	△23,259円	各小中学校
2. 緑の募金(職場)	50,000円	54,633円	4,633円	市役所内
3. 緑の募金(街頭)	20,000円	0円	△20,000円	未実施
4. 緑の募金交付金	108,000円	99,000円	△9,000円	茨城県森林・林業協会
5. 雑入(預金利子)	332円	0円	△332円	
6. 繰越金	41,668円	41,668円	0円	
合 計	420,000円	372,042円	△47,958円	

### ●歳出の部

科 目	当初予算額	支出済額	比 較	備 考
1. 会 議 費	2,000円	0円	△2,000円	
2. 事 務 費	3,000円	1,158円	△1,842円	通信用切手
3. 募 金 額	240,000円	221,374円	△18,626円	茨城県森林・林業協会
4. 交 付 金	108,000円	99,000円	△9,000円	各小中学校へ交付
5. 事 業 費	67,000円	0円	△67,000円	
合 計	420,000円	321,532円	△98,468円	

歳入合計 372,042円

歳出合計 321,532円

差引残額 50,510円 (令和5年度へ繰越)

令和5年5月16日提出

龍ヶ崎市緑化推進協議会

会 長 萩 原 勇

## 監査報告書

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約第7条第3項の規定に基づき、令和4年度龍ヶ崎市緑化推進協議会歳入・歳出決算について、関係諸帳簿並びに証拠書類の監査の結果、その内容についていずれも正当なものと認めます。

令和5年5月15日

監事 塚本 裕

監事 荒槇 由美

## 副会長・監事の選任について

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約第 5 条及び第 6 条の規定により、委員の任期が 2 年を経過したので、改めて副会長及び監事 2 名を選任するものである。

### 龍ヶ崎市緑化推進協議会役員改選（案）

役 職	現 行	改 正 案	摘 要
副会長	(龍ヶ崎市学校長会会長) 小倉 聡	(龍ヶ崎市学校長会会長) 小倉 聡	再任
監 事	(龍ヶ崎市商工会会長) 塚本 裕	(龍ヶ崎市商工会会長) 塚本 裕	再任
監 事	荒槇 由美	(龍ヶ崎市市民経済部部長) 菅沼 秀之	

令和 5 年 5 月 1 6 日 提出  
龍ヶ崎市緑化推進協議会  
会 長 萩 原 勇

## 議案第4号 副会長・監事の選任について

当協議会規約により、副会長及び監事の任期が2年と規定されています。役員の任期が満了を迎えますことから、改めて選任いたします。

### 【事務局案】

当協議会の事業につきましては、市内小中学校の花苗育成等による緑化事業が大部分を占めているため、副会長には龍ヶ崎市学校長会会長の小倉聡委員に再任をお願いしたいと考えております。

監事2名につきましては、商業祭りにおける募金活動の実施がございますので、1名は、龍ヶ崎市商工会会長の塚本裕委員に再任をお願いしたいと考えております。もう1名は、本市の地域づくり推進や商工観光の所管部であります龍ヶ崎市市民経済部長の菅沼秀之委員をお願いしたいと考えております。

## 令和5年度事業計画（案）について

### 1 花と緑のまちづくりに関する事業

(1) 市内各小中学校の緑化

花壇等の整備

(2) 市内公共公益施設等の緑化

花壇等の整備

(3) 街頭募金苗木配布に伴う家庭の緑化

### 2 緑の募金活動に関する事業

(1) 春期(5月～6月)緑の募金活動

ア 学校募金（市内各小中学校）

イ 職場募金（市役所内）

(2) 秋期(9月～10月)緑の募金活動

ア 職場募金（市役所内）

イ 街頭募金（商業祭り）

令和5年5月16日提出  
龍ヶ崎市緑化推進協議会  
会長 萩原 勇

## 議案第5号 令和5年度事業計画(案)について【概要】

令和5年度の事業計画は、「1 花と緑のまちづくりに関する事業」及び「2 緑の募金活動に関する事業」を実施。

1 花と緑のまちづくりに関する事業については、(1)市内各小中学校の緑化、(2)市内公共公益施設等の緑化及び(3)街頭募金苗木配布に伴う家庭の緑化を実施する。

(1)市内各小中学校に緑化については、昨年度までと同様に「緑の募金交付金」を活用し、花壇等の整備など緑化活動を支援する。

(2)市内公共公益施設等の緑化については、公共施設(駅前ロータリー、公園等)で里親活動等の実施により環境整備を行っている団体等を支援し、緑化活動の推進を図る。

(3)街頭募金苗木配布については、各家庭の緑化推進のため、秋期の街頭募金の実施の際に、苗木等を無料配布する。

2 緑の募金活動に関する事業については、(1)春期(5～6月)緑の募金活動及び(2)秋期(9月～10月)緑の募金活動を実施。

(1)春期(5～6月)及び(2)秋期(9月～10月)緑の募金活動については、緑化に関する関心の向上を図るため、春期は学校募金(市内各小中学校)及び職場募金(市役所内)を実施し、秋期は職場募金(市役所内)及び商業祭りの際に街頭募金を実施する。

## 令和5年度歳入・歳出予算（案）について

### ● 歳入の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1. 緑の募金(学校)	190,000円	200,000円	△10,000円	各小中学校
2. 緑の募金(職場)	50,000円	50,000円	0円	市役所内
3. 緑の募金(街頭)	20,000円	20,000円	0円	各種イベント等
4. 緑の募金交付金	103,000円	108,000円	△5,000円	春の募金額×45%
5. 雑入	490円	332円	158円	銀行利息等
6. 繰越金	50,510円	41,668円	8,842円	令和4年度より
合計	414,000円	420,000円	△6,000円	

### ● 歳出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
1. 会議費	2,000円	2,000円	0円	
2. 事務費	3,000円	3,000円	0円	通信運搬費等
3. 募金額	230,000円	240,000円	△10,000円	茨城県森林・林業協会
4. 交付金	103,000円	108,000円	△5,000円	学校緑化
5. 事業費	76,000円	67,000円	9,000円	苗木配布による家庭緑化
合計	414,000円	420,000円	△6,000円	

※ 科目の流用は、会長が専決処分することができる。

令和5年5月16日提出  
 龍ヶ崎市緑化推進協議会  
 会長 萩原 勇

## 議案第6号 令和4年度歳入・歳出予算(案)について【概要】

### 歳入について

学校(190,000円)については、児童生徒数の減少や近年の募金実績額から学校分前年度から10,000円を減額とし、職場(50,000円)及び街頭(20,000円)による緑の募金活動による収入については、前年度と同額とする。

、緑の募金交付金(103,000円)については学校募金の減額があるため、前年度から5,000円を減額とする。

昨年度からの繰越金(50,510円)及び雑入(490円)を加えた合計414,000円(前年度比△6,000円)を見込み、歳入予算とする。

### 歳出について

会議費(2,000円)、事務費(3,000円)、については前年度と同額とする。

募金額(230,000円)及び交付金(103,000円)については、歳入の募金額の減額を見込むため前年度から15,000円減額した333,000円を歳出予算とする。

家庭の緑化推進のための苗木配布にかかる事業費については、前年度予算額に9,000円増額した76,000円とし、合計414,000円を歳出予算とする。

## 龍ヶ崎市緑化推進協議会委員名簿

(令和5年5月16日 現在)

No.	役 職	職 名	氏 名	備 考
1	会 長	龍ヶ崎市長	萩原 勇	
2		龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会 会長	小澤 利幸	
3		龍ヶ崎市商工会会長	塚本 裕	
4		龍ヶ崎市観光物産協会会長	飯島 進	
5		龍ヶ崎市女性会会長	中村 寿子	
6		一般社団法人竜ヶ崎青年会議所 理事長	橋本 雅弘	
7		龍ヶ崎市学校長会会長	小倉 聡	
8		龍ヶ崎市市民経済部長	菅沼 秀之	
9		龍ヶ崎市教育委員会教育部長	中村 兼次	
10		龍ヶ崎市都市整備部長	落合 勝弘	
事 務 局		道路公園課      課 長      石崎 清浩 課長補佐      北澤 哲也 主 事      根本 康平		
		〒 301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地 龍ヶ崎市都市整備部道路公園課公園緑地グループ TEL 0297-64-1111 (内線 489)      FAX 0297-60-1588		

## 龍ヶ崎市緑化推進協議会規約

※今年度の総会における改正前の内容です。

### （設置）

第1条 当市における、緑のまちづくりに関する事項を協議するため、龍ヶ崎市緑化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### （目的）

第2条 協議会は、市民の積極的な協力を得て、緑化活動を推進し、緑の重要性に対する市民意識の高揚と理解を深めるとともに、緑豊かな郷土の創造に寄与することを目的とする。

### （事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 花と緑のまちづくりに関する諸事業。
- (2) 緑の募金活動に関する諸事業。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業。

### （組織）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者を以って組織する。

- (1) 龍ヶ崎市長
- (2) 龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会会長
- (3) 龍ヶ崎市商工会会長
- (4) 龍ヶ崎市観光物産協会会長
- (5) 龍ヶ崎市女性会会長
- (6) 一般社団法人龍ヶ崎青年会議所理事長
- (7) 龍ヶ崎市学校長会会長
- (8) 龍ヶ崎市市民生活部長
- (9) 龍ヶ崎市教育委員会教育部長
- (10) 龍ヶ崎市都市整備部長

### （役員構成及び選任）

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事2名の役員を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の互選により選任する。

### （役員任期）

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員の場合は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計及び会務を監査する。

(会議)

第8条 協議会は、定例総会、臨時総会とし、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 定例総会は、年1回開催し、次の事項を決議する。

(1) 規約の制定、改廃に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

4 臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

5 会長は、必要があると認める時は、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、交付金、その他の収入を以って充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市役所都市整備部 都市施設課内に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成13年3月30日から施行する。

この規約は、平成15年7月4日から施行する。

この規約は、平成19年5月29日から施行する。

この規約は、平成22年5月20日から施行する。

この規約は、平成23年7月4日から施行する。

この規約は、平成26年6月2日から施行する。

この規約は、平成30年5月21日から施行する。

参 考

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 }            }            第4条 } 省略            (7) }            (8) <u>龍ヶ崎市市民経済部長</u>            以下省略</p> <p>第5条 }            }            第10条 } 省略</p> <p>第11条 協議会の事務局は、龍ヶ崎市3710番地            龍ヶ崎市役所都市整備部<u>道路公園課</u>に置く。</p>	<p>第1条 }            }            第4条 } 省略            (7) }            (8) <u>龍ヶ崎市市民生活部長</u>            以下省略</p> <p>第5条 }            }            第10条 } 省略</p> <p>第11条 協議会の事務局は、龍ヶ崎市3710番地            龍ヶ崎市役所都市整備部<u>都市施設課</u>に置く。</p>